

正誤表

辯證例文集第二一七三號

小田島

董

口供書

左ノ通り訂正願マス

第一頁九行目「各軍司官」ヲ「各軍司令官」

第二頁四行目「雖モ」ト「考フル時」ノ間ニ左記文ヲ挿入

「苟モ憎悪ノ感情ニ奔リ其ノ域ヲ超ユルカ如キハ敢慨心ノ小乘的發露ニ過ギ
 ズシテ我ガ武士道ニ反シ又道義戰タル今次大東亞戰ノ本義ニ悖ルモノナルヲ
 以テ深ク戒心セサルベカラサルモノト信ズ
 時ニ私的制裁ハ些細ナル私情ニ發シナガラ其ノ影響ハ單ニ個人的感情ノ惡化
 ニ止マラス我ガ國全般ノ文野ヲホカトスル資料トモナリ彼等歸國後ノ惡宣傳等ヲ
 第八頁六行目「怠慢デアアルコトハ論ズルコトハ」トアルヲ「怠慢デアアルト論
 ズルコトハ」ト訂正

Def Doc No. 2173

第九頁十四行目第二字「長」トアルヲ「主任」ト訂正
第十八頁四行目「防温」トアルヲ「防濕」ト訂正

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國 其他

對

荒木貞夫 其他

宣誓供述書

供述者 小田島

董ロダシ

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ如ク
供述致シマス

一、私は昭和十八年三月より昭和二十二年八月まで俘虜情報局高級事務官兼陸軍省俘虜管理部高級部員で當時大佐の階級でありました。但し陸軍省俘虜管理部は昭和二十年十一月廢止となりました

私は其の間内地、朝鮮、臺灣等各地の俘虜收容所を訪問して俘虜管理の實体を知つてをるばかりでなく、各俘虜收容所長並に俘虜便用去側より俘虜情報局に提出せられたる報告を承知してをりますので、以下此等に関係ある事實を申述べます。

二、昭和十九年初め俘虜の健康状態が香しくないので陸軍次官の名を以て俘虜管理略改善に関する通牒が俘虜管理長官たる各軍司官に通牒されました。

之はその抜萃であります。(證據第一號)

三、輸送船内に於ける俘虜の衛生状態が良くないので昭和十七年十二月陸軍次官、參謀次長の名で夫々関係部隊に通牒し、俘虜の輸送に關して注意を喚起されました。

之はその抜萃であります。(證據第二號)

尙本通牒は昭和十九年三月三日の前述通牒の際更に繰返されました。

四、昭和十八年十二月二十六日俘虜收容所長會議席上で陸軍省俘虜管理部長濱田少將は東條陸軍大臣の意圖を承けて次の如く口演し、俘虜に對して私的制裁

の不可なる所以を説明されました。
その説明の要旨は次の通りであります。

口 演 要 旨

俘虜ノ取扱ヒハ現地ノ情勢ニ即應セザルベカラズト雖モ考フル時ハソノ幣
審圖リ知ルベカラズ。而シテ私的制裁ノ動機ハ言語不通ト我ガ當事者ノ規
則理解ノ不十分ニ歸スベキモノ多クソノ結果俘虜ノ憤慨報復ニヨリ打倒セ
ラル、者アルニ至リテハソノ恥辱俘虜ノ受刑等ヲ以テ償ヒ難キモノアリ
之ニ關シ特ニ部下職員ノ指導ニ留意セラル、ト共ニ機會アル毎ニ關係部隊
使用部隊發ニ使用者等ニ本趣旨ヲ普及シ俘虜取扱ノ適正ヲ期セラレ度

五陸軍軍醫學校にては俘虜に對する防疫の徹底を期し診療の合理化を圖り、併
せて多發した栄養失調症様患者の細菌學的並に理學的檢索を實施するを適當
ト認めまして、昭和十八年二月以來特に調査班を編成して東京俘虜收容所に
收容中の俘虜に對し綿密なる諸檢索を實施しました。そしてその結果を公表
して俘虜の健康増進に寄與しました

此の調査研究の狀況に關しては俘虜情報局保管の書類に此の「證據第三號」
一一如く記載せられてある也此の「證據第三號」の如くであります。

尙以上の調査研究に基き直に東京俘虜收容所で（證據第三號ノ三一）の如く處置して居ります。

六 關東軍司令官梅津大將は俘虜の健康特に傳染病患者の多發したことを心配し、まして昭和十八年二月特に隸下の關東軍補給監、關東軍防疫給水部本部長に對し多數の衛生部員を奉天俘虜收容所に配屬又は派遣して此收容所の衛生勤務を強化し、速に俘虜の体力の恢復を圖らせ、且收容所の防疫業務を援助指導する様にと命令を出されました。

之はその命令の寫し並に防疫實施狀況の記事であります

（證據第四ノ一、二）

七 昭和十七年當時「シンガポール」で第二十五軍司令官であつた山下大將は「シンガポール」に收容されてゐた俘虜將官に懇篤なる慰問文に添へて「ビール・バター・チーズ等の慰問品を寄贈せられたことが俘虜の情報局に保管してあつた死亡したエム・ビー・ベックウイズミス少將の遺留品中から發見されました。

之がその手紙の寫してあります。（證據第六號）

八 俘虜に對しては俘虜取扱規則の第五條に規定せられてある如く、信教の自由

その宗門の禮拜式に參與することを許してありました。そして或俘虜收容所に於ては特に教師を收容所内に招き宗教儀式を司祭させました。

又特に「クリスマス」には出來得る最大限の便宜が與へられました。俘虜の死した時の儀式に關しては俘虜取扱細則第三十七條にその階級身分に應じ相當の儀式を行ふ様に規定せられて居るが、各收容所共花輪等を供へ町重に執り行はれました。又遺骨も丁寧に保管されました。此新聞記事並に寫眞は大阪俘虜收容所長村田大佐が敵味方の觀念を超越し眞の人間味より俘虜の遺骨を大切に保管した記録であります。(證據第七號)

九 國民の對俘虜感情は決して好かつたと申すことは出來ません、空襲が激しくなり、或は身内の者を戦争の爲に奪はれた者が増加して來るに連れまして益々甚しくなつた様に感ぜられました

隨而軍が俘虜を公正に取扱ふことを以て俘虜を優遇するものぞとの非難が到る處に起り直接俘虜を取扱つて居つた俘虜收容所職員は一般國民より白眼視され恰も非國民なるが如く云はれ、その管理業務に就ても種々妨害を受けたことが屢々ありました。

その非難・妨害の例は次の様でありました。(證據第八號)

一〇 國民對俘虜感情を是正する爲に軍は豫め俘虜を收容するに先立ちまして關係職員を現地に派遣してその地方の官民特に使用者側の者を集めて懇々と俘虜の取扱振り等に關し納得の行く様に説明させ、いざこざの起らぬ様にしてから俘虜を配置しました、又收容後も關係職員はあらゆる機會に俘虜に對する悪感情の是正に努力しました。又收容所によつては毎月一回以上收容所側と俘虜使用者側との連絡會議を開き俘虜取扱に就て間違ひの起らぬ様に留意しました。(各俘虜收容所長の報告による)

之は大阪港沿岸荷役組合の者が當時大阪俘虜收容所長村田大佐の注意を聞いて記憶してゐた記録であります。

(證據第九號)

一一 俘虜に對する糧食は國際條約の示す捕獲國の軍と同一量たるべしとの規定は日本軍に於ても行はれました。俘虜と日本軍隊、國民との主食配給比較はこの表の通りであります。

(證據第十號)

此俘虜に對する主食は殆んど各收容所共軍より支給せられた故缺配する様な事はありませんでした。

俘虜に支給する副食物は主食と異りよからは現品を交付せず定額を

支給されました。收容所側では之に依つて民間から必要な物品を購買して俘虜の給與をして居つたのであります。

然るに國民の對俘虜感情が悪化するに伴ひ國民の一部に於ては國民と俘虜との食糧配給量に甚しく差があり又一般國民の口にすることの出來ない魚肉などを俘虜が常時給與せられて居ることを羨み俘虜の給養に凡ゆる努力を擴つてゐる收容所職員に色々と非難を加へたり又は食糧入手に妨害を加へた者すらありました。

收容所職員は常に此非難妨害を物とせざ一意俘虜の健康保持の爲必要量の食糧獲得に奮闘して参りました。何處の收容所に於ても收容所職員は其他の配給機關、市町村當局、警察署、農業會などと緊密に連絡をとり、或は之等關係者の無理解を説得して食糧が圓滑に入手し得らるる様に努力したのであります。

そして入手し得た品物も一般國民を刺激せぬ様覆を冠せて收容所内に搬入したり、或は夜間を利用して運び込んだりする様な細い點に迄心を配りました。

國內食糧事情が逼迫するにつれ正當なる配給機構のみを通ずる丈では十分な食糧を入手することが困難となつて來ましたので各收容所共空閒地は余す所なく農園化して食糧の自給を圖つたり、又トラツクを以

て、甚しきは收容所職員自ら荷車を輓いて遠方へ買出しに出かけたり、漁船が港に着くのを朝暗い中から待構へて魚を闇買ひしたりするなど配給機構を紊して迄食糧入手に努力しました。

又收容所長は俘虜を使用して居る會社、工場等の責任者に對し相當の補食の提供を要求したりして使用者側との間にいさこさの起きたこともありました。

然し大概の使用者はストックの食糧を以て俘虜にウドン、握飯、スープ、パンなどの補食を給しました。或使用者は日本人工員に支給する分迄を俘虜に横流したこともありました。此補食を実施した状況を日本内地主要個所で調査したのが之であります。

(證據第十一號)

此俘虜收容所職員の努力と俘虜使用者側の協力とによつて俘虜の給與は圓滑に行はれ大体俘虜の健康を保持するに足る養價三〇〇〇カロリー以上を給することが出来ました。勿論土地の特殊の事情、季節の影響等に因り一部の收容所に於ては副食物の入手が極めて困難であつて俘虜の給與量が低下したことがありました。之は一時的の現象であつて俘虜收容所職員の怠慢であることは論ずることは適當でありませぬ。

俘虜情報局に保管されて居る記録によれば俘虜に對する主食、副食の養價（カロリー）算定は此寫しの通りであります。（證據第十二號）

又俘虜、日本軍隊、國民との養價の比較は此表の通りであります。（證據第十三號）

「俘虜の國民的、民族的習慣を考慮すること」に關しましては各俘虜收容所共深く注意を拂ひ、特にパン食の給與、動物性蛋白、脂肪の攝取、調理の工夫に配慮しました。又パン竈を設備したり、イーストを自製したりした俘虜收容所も多數ありました。又炊事調理は俘虜をしてやらせ獄立表の如きも皆と相談して作つた所もありました。之は廣島俘虜收容所の某日の獄立表の寫であります。（證據第十四號）

一二、俘虜に對する治療に關しては俘虜收容所職員は非常なる努力を拂ひました。特に戦局の進むに従ひ藥物は段々と缺乏して參り軍よりの補給

だけでは不足でありましたので民間から藥物を買入れたり山野に出向いて藥草を採取したりして俘虜の健康保持に努力しました。

俘虜使用者側も最大限の協力を盡しました。

1 大阪俘虜收容所長村田大佐は俘虜中に營養失調症が多いのに鑑み部下の野須、大橋軍醫中尉をして徹底的に研究調査をやらせました。兩名は有益なる研究資料を發表し之が治療對策を立てました。之がその研究論文であります。

(證據第十五號)

2 東京俘虜收容所の俘虜に對して當時國民は勿論日本軍隊でも入手が出来なかつたベニシリソリン治療をやつたことがあります。

(東京俘虜收容所長酒葉大佐報告)

3 昭和二十年春足尾分所長沼尻大尉は重症の脚氣患者ナイズ。ポーター、カリル。グッツマン。ムラビー及他三名計八名を急速に東京本所の附屬病室に移送することがその症狀より觀て極めて極當であり又附屬病室長徳田軍醫大尉の優秀なる手腕を信頼して種々の反對非難があつたに拘らず各方面と面倒なる交渉を遂げてわざわざ自動車を仕立てること成功し到頭此脚氣患者を遙々足尾から東京迄輸送して品川俘虜病室に入室せしめ彼等の生命を喰止たことがあります。

足尾から東京迄は約九〇哩あり日本人患者をらは當時の交通事情よりして到底こんな手厚い取扱ひは受けることが出来なかつたでありませう。
右事情は沼尻大村より直接聞知しました。

4 昭和十九年の未頃、新潟分所の藍澤軍曹及、久田衛生兵は急性肺炎の爲
危篤となつた俘虜を三日三晩一生懸命看病し、遂に死地を脱せしめた
ことがありました。之について同分所の俘虜先任將校フルマリーリチャ
ード、ビー少尉が全俘虜を代表して、感謝の言葉を述べたことがあり
ました。

(東京俘虜收容所長酒葉大佐報告)

5 昭和十七年十月十一日大坂俘虜收容所では突然に俘虜の收容を命ぜら
れたことがありました。此俘虜は「リスボン」丸で内地に送られて來
たものであるが難船の爲に苦勞し赤痢、急性大腸炎、デフテリア患者
が多く豫定の如く入港地門司より東京迄の輸送が出来ず上司の命令で
大坂俘虜收容所に全部引取られることになつたのであります。
そこで大坂俘虜收容所、職員は我身に之等の病氣が傳染することなど
問題させず所長以下家庭に在つたガール、新聞紙、便所紙などを持参
して收容、處置に當りました。

(大坂俘虜收容所長村田大佐報告)

6 日本製鐵釜石製鐵所、廣畑製鐵所、釜石鑛業所神岡鑛業所其の他の
多數の俘虜使用者側より多量の醫藥品を俘虜收容所に寄贈し俘虜の醫
療に努めました。

一三 俘虜から俘虜の管理者並に關係のあつた民間人が俘虜を公正に取扱つたことや彼等の幸福の爲に努力したことなどを感激する意味で禮狀や謝辭や、或は感謝文を之等の人々に送つたりよこしたりした例は枚舉に暇がありません。

其の代表的なものを挙げます。(證據第十六號ノ一―三)
一四 ローマ法王駐日使節は其の法王に對する報告中に日本の俘虜待遇につき次の如く述べて居ります。
之は俘虜情報局に保管されてある書類の抜萃であります。

(證據第十七號)

一五、俘虜將校を勞役に從事する様命令したことも強制したこともありません。

俘虜勞務規則第一條には將校たる俘虜は其發意に基き之を勞務に服せしむることを得と規定してあります

各收容所では種々の理由によつて彼等が自發的に勞務に從事する様に勸奨したことはありません

俘虜將校の勞務に關しては昭和十七年六月三日陸軍省管理部長より關係部隊に對して俘虜將校をして自發的に勞務に就かしむる様指導せられ度と通牒したことがあります

其通牒には俘虜將校の勞務は次の如きものが適當であると附加へ其階級身分を考慮し且重労働を避けさせてあります

一、技術學術等を利用する諸勞務

二、農 業

三、家畜、家 等の飼養

四、一般勞役俘虜の監督

五、戰史資料の記述

六、宣傳業務

七、其他適當と認むる勞務

俘虜將校の勞務を勸奨した經緯は次の様でありました

1 保健の目的で勞務を勸奨したこと

無爲徒食は保健上百害あつて一利なく又無聊に苦しむ結果動もすれば精神的にも病弱者となるを以て輕易な農園作業、家畜等の飼養等に從事する様勸奨されました

2 國民の對俘虜感情是正の爲にも勸奨されました

勞務に從事しない俘虜將校が日本國民、日本軍將校よりも遙に多い食糧を配給せられて居る事實は國民の俘虜に對する惡感情發達の原因となり延いては全般の俘虜管理に惡影響を生ずる事と懸念されました、それで戦時下世界各国共食糧配給に就ては深刻なる悩みを持つて居る事情を説明し幾分でも自活自給勞務に從事することが假令俘虜の身分にしても人間の義務ではないかと説明して勞務に從事する様勸奨したのであります

3 國內の食糧事情よりして俘虜將校の給與量を増加してやりたいといふ親心より勞務に從事する様勸奨したこと

戦局の發展につれ、國內食糧事情は益々逼迫し、軍隊國民共に主食配給量を減らさなければならず副食物の入手は愈々困難となつて來ました

此事は必然的に俘虜にも影響し昭和十九年六月迄俘虜の主食配給量は將校に對しては四二〇瓦下士官兵には五七〇瓦（但勞務、健康の狀況により二二〇瓦以内を増加）であつたものが昭和十九年六月よりは將校には三九〇瓦、下士官兵中力業に従事する者には七〇五瓦、力業に従事せざる者には五七〇瓦になりました。然るに主食を減らされても副食物が十分であれば保健上支障がないのであるが此副食物の入手は前述の通り段々難しくなり特に力業に従事しない俘虜將校の攝取し得る養價は段々に降る許りでした然しそれでも其養價は日本國民に比較すると遙に上位でありました軍中央部では多數の俘虜將校を收容して居る善通寺俘虜收容所の俘虜將校の健康状態に鑑み俘虜將校には特に主食を五〇〇瓦に増加する様に案を作り慎重に研究して見たが何の勞務にも従事して居ない者は一般國民の一倍半も多く主食を配給することは國內食糧事情から見ても國民指導上からも適當でないといふ事になつて沙汰止みとなり實現に到りませんでした。そこで俘虜將校に對し保健を兼て軽度の自活勞務を課し以て力業に従事せる者として下士官と同量の主食を配給し且農園作業に依つて得た收穫物を増加してやる目的で勞務に従事することを勧誘したのであります。以上の如く俘虜將校を勞務に従事させたのは國內勞務力の不足を緩和させる爲に俘虜將校の勞務力を搾取するとか或は將校たる身分を無視して彼等

に侮辱を興えようなどの考の下になされたのではなく、寧ろ彼等將校の幸福の爲に執られた俘虜管理關係者の親心であつたのであります。俘虜將校が自發的に勞務に従事した例は俘虜情報局保管符類に別紙の如く記されてある

(證據第十八號)

一六、俘虜に對する暴行に就て

日本人は一般に氣が短くて些細の事にも激昂する風があり、又殊に軍隊に於ては上官の嚴重なる監督、訓戒があるにも拘らず些細の事柄を理由に下級者を殴打する所謂私的制裁が跡を絶たないので、偶々俘虜の非行即ち俘虜が規定を履行しなかつたり不服従或は不遜の態度に接したりすると前後の見境がなくなり、遂に俘虜に非合法的懲戒の手段に出た次第であつて誠に遺憾に堪えません

此の暴行沙汰も彼等の風俗習慣を知つて居り又言葉が通じて居れば起らなつた場合が多かつたと思ひます

例へば某收容所で或下士官が俘虜に對して小言を喰はしたがその俘虜が *Shin* と答へてその *Shin* と發音する際自然に舌

が出たのを見て自分を侮辱したとしてカツと逆上して遂に手が出たとか、或は彼等が他人から叱られた時、日本人の習慣と違つて腕を組んでジツと相手の顔を見つめること等日本人から見れば如何にも不遜の態度としか受取れないのであります

勿論俘虜管理部では彼等の風俗習慣を研究して一つの注意書を作り俘虜收容所に送つて誤解から生ずるイザコザをなくする様に努めました俘虜收容所の職員等が俘虜に暴行を加へたことは目下執行されて居る

横濱の軍事裁判所に依つてその事實がみつたことを確認しますが私が各收容所を訪問して各收容所職員が俘虜に對して決して良い感情を持つて居ない一部の國民から種々非難、妨害を受けながらも眞の俘虜の味方として食糧の獲得、藥物の入手に、或は防寒防温施設の完備に努力して居る姿を此眼を以て觀察し常に敬意を持つて居る次第であります。目下巢鴨刑務所に拘禁されて居ります某下士官が俘虜に對する使用者側の熱意が不十分であるとして使用者側の責任者に暴行を加えたとして私の訪問中其被害者から私に訴へた例もあり又某收容所の某通譯が些細の事で俘虜を歐打する癖があるが、俘虜が病氣に罹ると寢食を忘れて此病俘虜を看護して常に俘虜から親しまれて居るといふことも聞いたり致しました位に私は俘虜收容所職員は眞に俘虜の保護者であるといふ事を斷言致します。

昭和二十二年（一九四七年）八月二十二日 於 極東國際軍事裁判所

供 述 者 小 田 島

董タロシ

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ聲明シマス

同 目 於

立 會 人

Def Don 2173

宣
誓
書

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ黙秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ誓フ

〔署名捺印〕

小
田
島

董^{リョウ}

特設第三師団証号三二一... 小田島 五重 供通番号一十八百の次に左を追加され度
一七、日亞密第二二五七號情勢の推移に應ずる俘虜處理要領の狙ひは次の二

點にありませ

1、俘虜を極力敵手に渡さないことと空襲に對する俘虜の損害を極力減

少する爲に俘虜收容位置の移動を行ふこと

2、空襲に已むを得ず俘虜に對して非常手段に出る場合の處置を諒ら

しめないこと

此通牒は只今申述べました通り俘虜虐待の意味で作られたものであります

く全く俘虜を保護する爲めに作られたものであります爲に日本内地の俘虜約一万

即ち空襲に對する俘虜の損害を極力減少する爲に京濱、名古屋、大阪、神戸、

名に就きまして比較的的空襲激化の虞ある京濱、名古屋、大阪、神戸、

函館室蘭地區等の俘虜を比較的的空襲の虞のない東北、北陸、北海道内

部地區等に配置轉換を実施しました

之が爲に空襲の爲めに俘虜が死亡致しました数は以外に少く百名にも達

して居りません、事實東京大阪地... 於て他に移動し終つた元の俘虜

舎が空襲された個所は十三ヶ所以上にも達して居るのであります

俘虜情報局が俘虜の状況に關する通信を開始したのは昭和十七年三月

からでありまして終戦時たる昭和二十年八月迄通信した俘虜及軍抑留

者数は約二十一萬昭和二十年八月以後昭和二十二年八月迄の通報数は約四

約十萬總計三十一萬であります

万五千であります

俘虜情報局に於ては敵國戰死者の通報をも行ひました昭和二十二年八月迄に回答した數は約一千件であります
又俘虜情報局に於ては俘虜に關する有ゆる照會に對しては忠實に回答致して居りました昭和二十二年八月迄に回答した數は約一千件であります

正
誤
表

辯護側文書第二一七三號小田島董供述書追加書中左ノ通り訂正願マス

第一七項中第十三行目ノ「以外に少く」ノ「以」ヲ意ト改ムルコト

第一八項中第四行目ノ「約十萬總計三萬」トアルヲ「約十一萬總計三
二萬」ト改ムルコト